

アクアラインイースト観光広域連携戦略検討業務委託 に係るプロポーザル実施要領

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症や少子高齢化、多様化、デジタル化など社会の変化が大きい時代にあって、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市の君津地域4市での観光振興による広域観光産業の発展に向け、アクアラインイースト観光連盟として取り組んでいくにあたっての方向性を検討し、会員の共通認識のもと、各取組の一層の推進を図る。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 効果的な観光広域連携戦略検討業務
- (2) 業務内容 別紙「観光広域連携戦略検討業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 令和4年11月1日から令和5年2月28日まで（4か月）
- (4) 委託上限額 1,760,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 選定方式

書類審査とプレゼンテーション審査による公募型プロポーザル方式とする。

4 プロポーザル実施スケジュール

内 容	期間等
公募の開始	令和4年 9月15日（木）から
質問書の受付	令和4年 9月15日（木）から 令和4年 9月22日（木）午後5時まで
質問書の回答	令和4年 9月27日（火）までに回答
参加申込書等の提出期限	令和4年 9月29日（木）午後5時必着
企画提案書等の提出期限	令和4年10月 5日（水）午後5時必着
プレゼンテーション審査の実施	令和4年10月14日（金）
結果の通知送付	令和4年10月20日頃
契約の締結	令和4年10月下旬

5 参加手続

(1) 参加申込書等

- ア 参加申込書（第1号様式）
- イ 会社概要書（第2号様式）
- ウ 業務経歴書（第3号様式）

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出方法 持参又は郵送とし、郵送の場合は期限必着とする。

(4) 提出場所

アクアラインイースト観光連盟 事務局
一般社団法人君津市観光協会
(〒299-1192 君津市久保二丁目13番1号 君津市役所4階)

6 質問の受付及び回答

(1) 提出方法 メールで下記アドレス宛て提出すること。電話及び直接来所による質問には応じない。

《メールアドレス》 kimikan@grace.ocn.ne.jp

(2) 質問書の様式は自由とするが、次の項目を明記すること。

- ア メール件名は、「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。
- イ 事業者名、担当者の氏名・連絡先（所属、電話番号等）

(3) 質問に対する回答

参加事業者全員に対し、期限までにメールで回答する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類（指定様式以外のものについては、自由様式とする。）

- ア 企画提案書（A4サイズ）
- イ 業務実施体制調書
- ウ 業務行程表
- イ 見積書（第4号様式）
- ウ プレゼンテーション出席者報告書（第5号様式）

(2) 提出部数

原本 1 部、副本 2 3 部

(3) 提出方法

持参、郵送又は信書便により提出すること（期限内に必着とすること）。

(4) 提出場所 前記 5 (4) に同じ。

8 事業者の選定

(1) 審査委員会の設置

アクアラインイースト観光広域連携戦略検討業務委託受託者選定委員会を設置し、審査を行う（別紙「アクアラインイースト観光広域連携戦略検討業務委託受託者選定委員会設置要綱」のとおり）。

(2) 審査方法

審査基準に基づき提案の優劣を判定する。

判定に基づく採点の合計により、最上位の者を契約候補者、次いで上位の者を次順位契約候補者に選定する。同点の場合は、別紙「評価項目一覧表」のうち「企画の独創性」及び「事業効果」の合計点が最も高い提案者を選定する。

審査は、非公開とする。

参加申込者が 6 者を超えた場合は、書類審査を実施する。書類審査は、提出書類の内容を書面にて審査する。各審査委員が、別紙「評価項目一覧表」に基づき採点し、各審査委員の評価点の合計点数の上位 6 者をプレゼンテーション審査の対象とする。書類審査を実施した場合は、書類審査の点数とプレゼンテーション審査の点数を合計した点数により、契約候補者を選定する。

(3) プレゼンテーション

ア 実施日時・場所

前記 4 の期間を目途に別途決定し、参加申込書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

イ 出席者 3 名以内（管理責任者となる者は、必ず出席すること。）

ウ 実施時間 1 事業者につき、40 分程度（プレゼンテーション 25 分以内、質疑応答 15 分程度とする。）を予定している。

エ その他

- ・プレゼンテーションは、非公開とする。
- ・プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。

- ・プレゼンテーションは、原則、対面方式とするが事情により web 会議アプリケーションを用いた方法等に変更する場合がある。
- ・プレゼンテーションの実施にあたり、使用する機材等は全て提案者が用意すること。ただし、大型モニター、電源コードリールについては、アクアラインイースト観光連盟で用意する物を使用して構わない。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等を提出したすべての事業者に速やかに通知する。選定に関する異議等は受け付けない。

9 審査基準

企画提案書等の評価項目、評価の着目点及び配点は、別紙「評価項目一覧表」のとおりとする。

提案者が最低限満たすべき点数の基準は、5割以上とする。この基準を満たす者がいない場合は、再度選定等を行うものとする。なお、提案者の数が1である場合においても審査を行うものとする。

10 事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積額が委託上限額を超えている場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり信義に反する行為があったと認められる場合

11 その他事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸経費は、全て参加者側の負担とする。
- (2) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は原則認めない。
- (3) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (4) 提案書類の提出後、審査委員会の判断により補足資料の提出を求めるこ

- とがある。
- (5) 提出された企画提案書等は、アクアラインイースト観光連盟が必要に応じて複製する場合がある。
 - (6) 会員市において情報開示請求があった場合は、当該市の情報公開条例等に基づき、企画提案書等を開示することがある。
 - (7) 提出された企画提案書等に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。ただし、契約候補者として選定された企画提案書等及び成果品の著作権については、アクアラインイースト観光連盟に帰属するものとする。
 - (8) 本業務提案説明終了後も本件に係る守秘義務は継続するものとする。
 - (9) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
 - (10) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜アクアラインイースト観光連盟が判断するものとする。

1 2 事務局

アクアラインイースト観光連盟 事務局

一般社団法人君津市観光協会

〒299-1192 君津市久保 2 - 1 3 - 1

TEL 0439-56-2115 (直通) FAX 0439-55-1250

E-mail kimikan@grace.ocn.ne.jp

別紙 評価項目一覧表

分類	番号	評価項目	評価の着目点	配点
企画内容	1	業務内容の理解	本業務の前提となる当地域の課題や状況が適切に把握されており、提案が趣旨・目的に沿ったものとなっているか。	10
	2	企画の独創性	企画提案内容が提案者の強みを活かしたものであることなど、特徴や独自性が認められるか。	20
	3	事業効果	企画提案の内容が地域の観光産業活性化や効果的な広域連携のあり方検討につながるものと期待できるか。 長期的な伴走支援を期待できるか。	30
	4	表現力	企画提案書は要点を的確に捉え、分かりやすくまとまっているか。 プレゼン時において、業務に対する知識や経験に裏付けされた論理的な説明があったか。	10
執行力	5	類似業務の実績	過去5年間の類似の業務経験が豊富にあるか。	20
	6	組織の実施能力	観光振興、地域活性化等に関する豊富な業務経験があるか。本業務を円滑に実施できる計画になっているか。	10
	7	管理体制	業務を遂行する上で十分な体制がとれるか。	10
価格	8	金額評価	最低価格提案事業者に10点を付し、他は最低価格に応じた傾斜配分により配点する。 計算式は、最低価格÷提案価格×10点	10
合計				120

注1：各委員は、評価項目ごとにAからEの5段階で評価する。項目ごとの配点にそれぞれ係数を乗じた点数をその項目の点数とし、各委員の平均点を事業者の点数とする。なお、当該点数に小数点以下の数値が生じた場合は、小数点以下第2位を四捨五入する。

注2：採点は、全ての提案者によるプレゼンテーションが終了してから評価を行うものとする。